2　競争参加資格
⑴　第164号２⑴に同じ
⑵　第164号２⑵に同じ
⑶　第164号２⑶に同じ
⑷　第164号２⑷に同じ
⑸　第164号２⑸に同じ
⑹　第164号２⑹に同じ
⑺　次に掲げる要件を有するものであること。
１）平成22年４月１日以降に元請けとして完了した調達物品又は同種物品を製造し、航空保安施設、医療施設、原子力発電所等に納入した実績を２件（契約）以上有すること。ただし、調達物品又は同種物品を構成する主要構成品である「順変換部」及び「逆変換部」を自ら設計・製造できること。なお、同種物品とは、定格出力20kVA以上で「並列冗長・直送同期無瞬断切換システム」の無停電電源装置をいう。
２）１）の実績とは別に、製造・納入した同種物品について10年以上の運転（稼働）実績を有すること。
３）調達物品の設計・製造・設置・調整を行うために必要な組織体制を有する者。
４）調達物品の製造計画等を適切に行える者。
５）調達物品に対し、適切な品質管理体制が整備された者。
６）調達物品に対し、サービス体制及び部品供給体制が整備された者。
・納入先において精密点検整備等を実施することができる技術者派遣体制を有すること。
・緊急時（夜間・休日等を含む）の連絡体制が整っていること。
・緊急時の技術者派遣要請に対し、24時間以内に技術者を派遣できる体制を有すること。
・構成部品について、最低15年間供給できること。
・部品の供給を要請した場合は、３ヶ月以内に納入場所へ部品供給できること。
⑻　第164号２⑻に同じ
⑼　第164号２⑼に同じ
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書の交付場所及び問い合わせ先
〒540―8559 大阪市中央区大手前４－１－76　大阪合同庁舎第４号館15階　国土交通省大阪航空局総務部契約課　電話06―6949―6206
⑵　第164号３⑵に同じ
⑶　第164号３⑶に同じ
⑷　第164号３⑷に同じ
⑸　電子調達システム及び郵送等による入札書の受領期限　令和２年７月14日９時00分から令和２年７月21日17時00分まで
持参による入札書の受領期限　令和２年７月14日９時00分から令和２年７月22日15時00分まで
⑹　開札の日時及び場所　令和２年７月22日15時00分　国土交通省大阪航空局13階　入札室
4　第164号４に同じ
5　Summary
⑴　As 5⑴ mentioned above (No. 164)
⑵　As 5⑵ mentioned above (No. 164)
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : 600kVA Uninterruptible Power Supply System 1 set
⑷　Delivery period : March 26, 2021
⑸　As 5⑸ mentioned above (No. 164)
⑹　As 5⑹ mentioned above (No. 164)
⑺　As 5⑺ mentioned above (No. 164)
⑻　Time-limit for tender : 17 : 00 July 21, 2020 : 15 : 00 July 22, 2020 in case of by hand.
⑼　As 5⑼ mentioned above (No. 164)

○阪空契第167号（№167）

1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　調達物品及び数量　空港用5000立級化学消防車２台の製造（八尾・高知空港向け）（電子入札対象案件）
⑶　調達物品の特質等　空港用5000立級化学消防車２台の製造を行う。
【仕様概要】
・全長：12,000㎜以下
・全幅：2,500㎜以下
・全高：3,800㎜以下
・車両総重量：25,000kg以下
・走行性能：最高速度　100㎞／ｈ以上
：加速性能　発進後、40秒以内に80㎞／ｈに加速
・消火性能：最大放射量　4,500Ｌ／min以上
：有効放射距離　70m以上
・水槽容量：6,100Ｌ以上
・薬液槽容量：400Ｌ以上
詳細は仕様書による。
⑷　第164号１⑷に同じ
⑸　納入期限　令和４年１月20日
⑹　納入場所　八尾空港事務所（大阪府八尾市八尾空港内）１台　高知空港事務所（高知県　南国市　高知空港内）１台
⑺　第164号１⑺に同じ
2　競争参加資格
⑴　第164号２⑴に同じ
⑵　第164号２⑵に同じ
⑶　令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」でＡ又はＢ等級に格付けされている者。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
⑷　第164号２⑷に同じ
⑸　第164号２⑸に同じ
⑹　第164号２⑹に同じ
⑺　次に掲げる要件を有するものであること。
１）平成17年４月１日以降に元請けとして完了した調達物品又は同種物品を製造し納入した実績を２件（契約）以上有すること。ただし、調達物品又は同種物品を構成する主要構成品である「シャシ」若しくは「消火装置（水ポンプ及び呼び水装置）」を自ら設計・製造し、かつ、「シャシ」に装備する「架装品（消火装置、水槽及び車体（運転室を含む）等）」の架装設計及びぎ装を自ら行った者であること。資料提出等に代理店を活用する場合の代理店は、消防法令に基づく自主表示対象機械器具（動力消防ポンプ車）としての輸入実績を有すること。なお、同種物品とは、毎分3100立以上の放水能力を有する大型の化学消防車をいう。
２）調達物品の設計・製造・試験を行うために必要な組織体制を有し、製造計画等を適切に行える者。また、消防法令に基づく自主表示対象機械器具として「動力消防ポンプ」に係る「自主表示届出番号」を有していること。ただし、調達物品を構成する主要構成品である「シャシ」若しくは「消火装置（水ポンプ及び呼び水装置）」を自ら設計・製造し、かつ、「シャシ」に装備する「架装品（消火装置、水槽及び車体（運転室を含む）等）」の架装設計及びぎ装を自ら行える者であること。
３）調達物品の製造計画等を適切に行える者。
４）調達物品に対し、適切な品質管理体制が整備された者。
５）調達物品に対し、サービス体制及び部品供給体制が整備された者。
・納入先近郊において点検整備等を実施することができる場所、体制及び設備を有すること。
・主要構成品を本邦において分解整備（特別整備）する場所、体制、検査設備を有すること。
・緊急時（夜間、休日等を含む。）の連絡体制が整っていること。
・緊急時の技術者派遣要請に対し、24時間以内に技術者を派遣できる体制を有すること。
・部品供給部門の組織体制が整っていること。
・部品供給期間については、15年間以上供給できること。
・ユニット部品の供給を要請した場合は、48時間以内に納入（整備）場所へ部品供給できること。
＊「ユニット部品」とは、消防車が機能する上で構造上重要な機器又は装置（機関、動力分配装置、トルクコンバーター、変速機、車軸、水ポンプ）をいう。
⑻　第164号２⑻に同じ
⑼　第164号２⑼に同じ
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書の交付場所及び問い合わせ先
〒540―8559 大阪市中央区大手前４－１－76大阪合同庁舎第４号館15階　国土交通省大阪航空局総務部契約課　電話06―6949―6206